

NO NUKES まちの便り まちの声

非核平和自治体情報誌

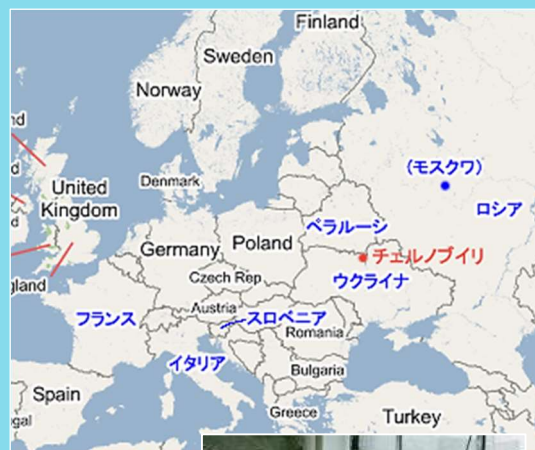
2020.5.15 第22号

発行：非核の政府を求める京都の会

●ビキニ事件はまだ終わっていない



●欧州を覆ったチェルノブイリ原発事故



特集：1954年のビキニ事件、1986年のチェルノブイリ原発事故

—目 次—

日本政府にもう一度問う。

私たちは第五福竜丸の仲間と同じ米核実験による被ばく者だ。

ビキニ事件はまだ終わっていない！2 頁

長谷川千秋(元朝日新聞大阪本社編集局長、本会常任世話人)

連載:「世界における非核・脱原発への挑戦②」

チェルノブイリ余聞

“わたしの心はかなしいのに、ひろい運動場には白い線がひかれ...”(中野重治).....7 頁

市川 浩(広島大学総合科学部)

連載:原発のない日本を求めて、講演行脚⑩

全国知事会も「屋内退避」を問題視

—判断基準や手引きの早急提示を求める—.....9 頁

市川章人(日本科学者会議会員、本会常任世話人)

日本政府にもう一度問う。 私たちは第五福竜丸の仲間と同じ米核実験による被ばく者だ。 ビキニ事件はまだ終わっていない！

長谷川千秋(元朝日新聞大阪本社編集局長、本会常任世話人)



米国が 1954 年に太平洋マーシャル諸島・ビキニ環礁周辺で行った水爆実験で被ばくした高知県の元マグロ漁船員やその遺族らが、日本政府と関係機関を相手に、救済と補償を求める裁判闘争に再度、立ち上がりました。ビキニ事件による被害者は第五福竜丸(乗組員 23 人) だけではなくありません。1954 年 3 月から 5 月まで 6 回に及んだ核実験の被災船は延べ 1000 隻ともいわれます。日本に持ち帰ってきた汚染マグロは廃棄されましたが、被ばくした船員たちには米国も日本政府も何の手も差し伸べてこなかった。いま発効に向かって着実に前進しつつある核兵器禁止条約は、前文と第 6 条で核兵器の使用や実験による被害者への国際人道法・人権法に基づく援助をうたっています。条約が採択された 2017 年の夏、長崎で被爆者団体の代表が安倍晋三首相に言いました。「あなたはどこの国の総理ですか。私たちをあなたは見捨てるのですか」。今回の裁判に臨むビキニ水爆実験被害者の元船員・遺族も同じ気持ちです。条約そのものに背を向け続ける被爆国政府って何なのか。私たち一人ひとりの市民にも問いかけているのです。さあ、一緒に声をあげませんか。 #ビキニ事件はまだ終わっていない！

* * * * *

◆これまでのたたかい

一高知からビキニ事件の真相に迫る 30 年超えの 努力に広がる支援

今年是被爆 75 年の節目の年ですが、被爆 40 年の 1985 年夏、高知県の元高校教師だった山下正寿さん(現太平洋核被災支援センター事務局長)らが教え子たちのサークルと地域の被爆者調査に取り組む過程で、自分の町にもビキニ水爆実験のマグロ漁船被害者がいたことを知って衝撃を受けます。それからというもの、高知県内を中心に師弟たちによる地を這うような聞き取り調査活動が 30 年以上にわたって続けられ、第五福竜丸以外にも多数の被災船があり、被ばくし、早死にしたり、深刻な健康被害を受けてきた多くの元船乗りたちの存在を明らかにしてきました。山下さんらは政府に粘り強く被害の全容の開示、被害者の救済を訴えてきましたが、冷たい反応しか返ってきませんでした。それもそのはず、久保山愛吉さんの死を含む船員の放射線被害のひどさとマグロ汚染という第五福竜丸事件が国民に与えたショックの大きさに、日米政府は、米側から船主などへのわずかな見舞金(200 万ドル、当時 7 億 2 千万円)を出すだけで米国の法的責任を不問にする政治決着を行い、翌年早々、事件の幕を引いてしまっていたのです。

真相を明らかにしようと、山下さんたちの努力に協力する人たちが次々に現れました。四国のテレビ会社・南海放送のディレクター、伊東英朗さん

は毎年のようにドキュメンタリー番組を作って発信(後には映画「放射線を浴びた[X 年後]」を制作、上映運動)。その過程で、当時の米核実験が地球規模に広がる汚染をもたらしていたことを物語る米国機関の放射性降下物記録の公文書を見つけ出します。



<保存されている第五福竜丸
(提供:第五福竜丸展示館)>

2014 年、NHK は「水爆実験 60 年目の真実」を 8 月 6 日全国放送しますが、この番組作りに呼応して広島大学原爆放射線医科学研究所の星正治名誉教授をリーダーに科学者チームが発足。高知の元マグロ漁船員ら 19 人についての専門的なヒヤリング、染色体異常の検査、歯のエナメル質を使う線量推定法による被ばく線量の推定を実施。染色体異常率から換算した被ばく線量は平均で 100 ミリシーベルト、元船員の 1 人の臼歯からは 319 ミリシーベルト(広島原爆爆心から 1.6 km の被ばく線量に相当) - などのデータを得ます。NHK 広島はこのドキュメンタリーのための取材過程で米国立公文書館に第五福竜丸以外の多数の被災船リストな

NO NUKES まちの便り まちの声

どの存在を確認。山下さんらの追及で、厚生労働省は2014年9月、ようやく埋もれていた資料の一部を開示したのです。

一方、原爆被爆者の原爆症認定訴訟を支援する医師団の一員で、第五福竜丸の元乗組員の労災保険申請にも関わってきた静岡県の医師、間間元さん(ビキニ被災事件静岡調査研究会代表)は高知の元船員らの船員労災保険適用を求める運動を支えるために乗り出します。

こうして「ビキニ事件は終わっていない!」と、高知から元マグロ漁船の船員や遺族、支援者たちによる裁判闘争が繰り広げられてきました。

◆裁判で勝ちとってきたもの

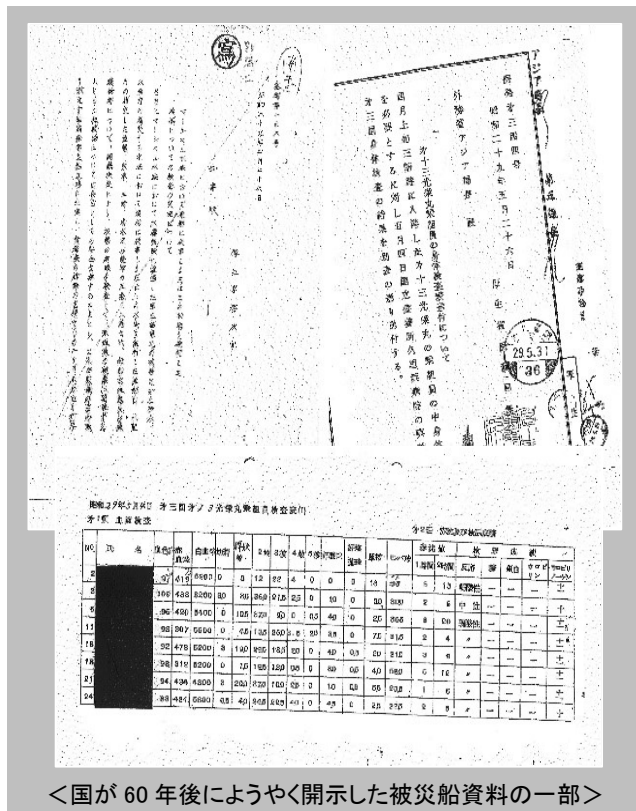
一司法として初めて福竜丸以外の被ばくを認定、救済の必要性にも言及

2016年5月、高知県の元マグロ漁船員や遺族ら45人が「被ばくの事実を長年にわたり隠し続け、何の救済措置も取らなかった国の責任を問う」として高知地裁に国家賠償を求めて提訴します。2018年7月20日の判決(西村修裁判長)は敗訴。原告側は29人がさらに高松高裁に控訴しましたが、2019年12月12日、残念ながら控訴審(増田隆久裁判長)でも敗訴となりました。1、2審とも判決は、一言で言えば「国が被災船資料を意図的に隠し続けてきたとは言えない」という素っ気ない不当判決でした。

しかし、法廷で明らかにされた原告1人ひとりのビキニ水爆実験当時の海上での生活、その後の深刻な健康被害や不安に満ちた暮らし。原告側が、戦後の米ソ核実験競争から説き起こし、ビキニ水爆実験がいかにグローバルな核被害をもたらしたか、第五福竜丸事件の発覚で、被爆国民の間からわき起こった原水爆反対の国民の声に日米政府がいかにおびえ、早期政治決着をはかったかを示す詳細な歴史的事実の提示を、裁判所も無視することはできませんでした。

1、2審を通じて次の3点を引き出したのは、今後の展望を切り開く上でも大事な成果でした。

第1. ビキニ事件で第五福竜丸以外の多くの船乗りたちも被ばくしていた事実を、日本の司法として初めて認定したことです。1審判決は「証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、米国が、昭和29年3月1日から同年5月14日までの間、6回にわたり、マーシャル諸島共和国ビキニ環礁及びその付近において、核実験を行い、漁船員であった原告ら…が被ばくした事実が認められる」(高知地裁判決要旨から)と判示しました。2審判決も被ばくがあった



ことを前提に判決を書き、「放射線被ばくの長期影響について知見が十分でなかった昭和30年頃…本件被ばくにより重大な健康影響が生じ得るとは一般に考えられていなかったものと推認され、我が国の政府等においても同様であったと考えられる。このことは、知見の集積された今日から見れば、本件被ばくの影響を過小評価したものとわざるを得ない…」(高松高裁判決17頁)とも述べています。

第2. 被ばくの実事を認めながら国が放置したままでいいのか。1、2審判決とも救済の必要性に言及しました。1審判決は、原爆による被害者には被爆者援護法による救済手段があることとの関連で「確かに、本件被ばく者については、米国による核兵器使用によって被害を受けたという共通性があり、本件核実験に使用された水爆の方が、上記原子爆弾よりも遥かに強力に広範囲に放射性降下物を撒き散らしたことが判明しているのであるから、これによる健康被害等を監視することなく、その救済が同様に図られるべきという主張は理解できないものではない」とし、「長年にわたって省みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきとも考えられる」「立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかない」(地裁判決83-85頁)と述べ、2審判決も同様の見解(高裁判決骨子から)を示したのです。

第3. そもそも日米両政府はビキニ事件をなぜうやむやにしようとしたのか、当時の事件の背景に

ついて1、2審判決とも、原告側の主張を大筋で認めたことです。認定した諸事実から2審判決は「米国関係者において、ソ連との核開発競争の中、その妨げにならないよう、我が国の反核運動の高まりを避け、ビキニ被災による被害弁償をできるだけ早期に、かつ、低額に抑えるよう政治決着を図りたいとの思惑を有したことが推認されるし、我が国の政府関係者においても、日米合意に応じた後においては、その後のビキニ被災が拡大したような場合、我が国において解決する必要があることから、補償の対象とならなかったビキニ被災があったとすれば、これが明らかになったり、大きく報道されたりすることは望ましくない状況にあったことは認められる」（高裁判決14頁）とし、1審判決も同趣旨の判断（地裁判決73-74頁）を示しました。

広島、長崎の被爆者については、ビキニ事件を契機に急速に盛り上がった原水爆禁止の世論に押されて日本政府も重い腰をあげ、初期の原爆医療法から今日の被爆者援護法に至る医療面からの法的救済措置をとってきましたが、日米の政治決着の谷間でビキニ核実験被害者は置き去りにされてきたのです。

以上の3点を踏まえれば、日本政府がいまなお多数の核実験被害者を救済せず放置していることが許されないことは明白です。

◆新たな提訴が目指すもの

一救済を最優先に船員保険適用と憲法に基づく損失補償を求める

控訴審判決後、原告らと弁護士・支援者たちは話し合った結果、高齢で病身の原告たちや遺族のために1日も早い救済実現を目指そうと、上告断念で合意。敗訴にはなったが1、2審で勝ちとった成果をテコに、2020年3月30日、元漁船員や遺族14人が若手7人の弁護団に支えられ、高知地裁に新たな「ビキニ労災訴訟裁判」を起しました。

提訴は2つの柱からなります。1つは、ビキニ水



<2020年3月30日記者会見する7人の弁護士>

爆実験で被ばくした高知の元マグロ漁船乗組員らに船員保険による継続療養給付や死亡者には遺族一時金の支給を求めていたのに、これを不承認とした全国健康保険協会（安藤伸樹理事長）の処分取り消しを求める。2つは、米国が違法な水爆実験を繰り返して行った結果被ばくしたので、元船員らは米国に対し損害賠償請求権を有していたが、日米政治決着で請求権の行使ができなくなった。このためもう1つの被告の国（代表・森まさこ法相）に対し、憲法29条（財産権）第3項に基づいて身に受けた財産上の制約について正当な損失補償（計約758万円）を要求しています。

訴状は、国賠訴訟の原告団長だった被災船員の増本和馬さん（83）が控訴審判決直前に無念の死を遂げたことに触れ、ビキニ事件から66年、被災船員の高齢化は顕著であり、原告たちは「できる限り多くの被災船員らが存命のうちに法的救済を受けると共に、被災船員の間人としての尊厳を回復し、ビキニ事件を全面的に解決するために本訴訟を提起した」と訴えました。

国賠訴訟と並行して高知10人、宮城1人の元船員は、一般の労災保険に当たる船員保険給付による救済を求めてきました。厚生労働省社会保険審査会に審査請求もしましたが、最終的に2019年9月末、全国健康保険協会の不承認が追認されてしまいました。

では、たたかひの前途は厳しいのか。そんなことはありません。

その1。ビキニ核実験で被災したのは、日本のマグロ漁船群だけではありません。マーシャル諸島の島々も放射性降下物（死の灰）を浴びて住民に深刻な健康被害が出ました。マーシャル諸島は米国と自由連合協定を締結して1986年に独立しますが、その際、米国は核実験による被害の補償責任があることを協定で正式に認め、マーシャル諸島共和国政府に1億5千万ドルを拠出して核補償基金を設立しています（注1）。本来、日本政府も第五福竜丸を含む被ばくしたマグロ漁船等すべてについて船員、船体等の被害状況を詳しく調べ、率先して米国に補償を要求すべきだったのです。それを踏みにじった責任は日本政府が負わなければなりません。

その2。船員保険適用の問題はどうか。第五福竜丸の元船員、小塚博さん（2016年、84歳で死去）は、ビキニ核実験での被ばくで急性放射線障害にかかり、57年まで船員保険で傷病手当などを受給。その後93年にC型肝炎を発症。98年に医療費補助を求めて船員保険の再適用を申請して争い、最終

的に国は2000年、被ばく治療の輸血が原因でC型肝炎になった、として初めて再適用を認めていません（注2）。この時、小塚さんのたたかいをバックアップした医師が間間元さんでした。

間間さんは高知の国賠訴訟での意見陳述書で、国側は被ばくがあったとしても被ばく線量はわずかで健康に影響を与えることはない—としていることを、内部被ばくの軽視をはじめビキニ核実験による放射線被ばくの実態を覆い隠すものと徹底的に批判。「最大の欠陥は被災者本人からの聞き取り調査、診断調査の欠如である」と断じています。そうです。国はビキニ核事件から66年後のいまもなお、少なくとも1万人をはるかに超えるであろう被害に遭った元船乗りたちと向き合ったことがないのです。戦争による唯一の被爆国政府が、そんな体たらくでいいはずがありません。私たち市民一人ひとりも「こんなこと教科書で教わらなかった」と言うだけですませるわけにはいかないのではないのでしょうか。

新たな提訴が行われた3月30日、「ビキニ労災訴訟を支援する会」が結成されました。この裁判闘争は、核実験を含む世界中の被害者への援助をうたった核兵器禁止条約第6条のさきがけの取り組みと意気高く位置付け、全国からの支援を呼びかけています（注3）。

◇私は、今回の新訴訟の訴状で、原告リストの中にマグロ漁船関係者にまじって貨物船「弥彦丸」船医の遺族名を見つけ、改めて思いを新たにしました。40年前、朝日新聞西部本社社会部デスクだった私は数人のチーム取材で自分たちなりに被ばくの確証をつかめたこの船の48人の元船員、遺族全員を追跡。健康不安を訴える実態を取材、報道しました。しかし、社内で抵抗があり記事は西部本社版にしか載せられず、広く問題提起することができませんでした（注4）。弥彦丸の元船員たちのその後をフォローしてくれたのが、高知の山下正寿さんたちでした。これまでのたたかいに心の底から敬意を表し、支援の末端を歩み続ける決意です。

（注1）日本平和学会 <https://www.psaj.org/> 2019年度春季研究大会での竹峰誠一郎氏の「世界の核被害者に対する援助措置」についての報告参照。

（注2）間間元医師の報告文書

<http://www.shizumin.com/kikima-fukuryu.html> 参照。

（注3）裁判闘争全体は太平洋核被災支援センターHP <http://bikini-kakuhisai.jet55.com/> 参照。非核の政府を求める京都の会HP

<http://hikaku-kyoto.la.coocan.jp/>にも特集コーナー。

（注4）当会HPの「NO NUKES」第4号「千秋の想い」や、前記支援センターHP（ニュース・リンク）朝日新聞・西村奈緒美記者の連載記事「南洋の雪」参照。



<2020年3月30日 原告、弁護団、支援する会で高知地裁に労災と損失補償を求め提訴>

非核の政府を求める京都の会は、「ビキニ核被災者救済」のたたかいを支援しています。

※次頁の「ビキニ労災訴訟を支援する会」の訴えをごらんください。

ビキニ核被災者救済のための ご支援をお願いします

私たちは、ビキニ被災船員の労災認定訴訟と救済法の制定をすすめます

全国・世界的な 展開をめざして

- 1、船員労災認定を求め、提訴します。貨物船やマグロ漁船など、日本の太平洋沿岸地域の被災船員救済のため、傍聴参加、資金づくりなどの全国支援を呼びかけます。
- 2、高知県の協力を求めて、元乗組員の死亡原因調査、証言記録化事業、健康相談会の開催、県救済条例制定活動を行います。
- 3、船員保険法の改正や、「核実験被災船員救済特別措置法」（仮称）制定に向けて、弁護士・研究者と協議の場を設置し、超党派の国会議員立法提案に取り組みます。
- 4、上記の取り組みは、核兵器禁止条約6条の核実験のヒバクシャ救済の道を世界に先駆けて具体化する活動として、国際的連帯の中で進めます。

「国賠訴訟」で示された被災船員救済の必要性



1954年3月からアメリカがビキニ環礁海域で6回の水爆実験を行い、汚染した海域で操業中の延べ992隻のマグロ船が「死の灰」や海水などによる被ばくし、そのうち280隻が高知船籍でした。放射能汚染したマグロは放棄されました。第五福竜丸の23名の船員以外の被ばくの事実を、国は60年余も隠し続け、被災船員の調査や救済措置を何もしてきませんでした。

国の責任と救済を求めて2016年2月に11名が全国健康保険協会船員保険部に労災申請し、続く5月に45名の原告団が高知地方裁判所に国に賠償を求めて提訴しました。労災申請は「病気と被ばくの因果関係を確認できない」として、また国賠訴訟では除斥期間を過ぎている、現行法では国に法的な責任はないとして、いずれも却下されました。

しかし国賠訴訟の判決の中で、第五福竜丸以外のマグロ船員の被ばくを司法として認めた上で、「救済の道は改めて立法府及び行政府に一層の検討を期待するしかない」と救済の道を示唆しており、この歴史的な判決内容を活かし一日も早く救済を実現していくために、労災訴訟にステージを替える判断をしました。

ビキニ被災船員・遺族の救済のために、カンパと資料普及にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●ビキニ核被災者支援(船員労災認定訴訟)カンパ

郵便振替:口座番号 01670-9-133375 加入者名 太平洋核被災支援センター

★問合せ先:太平洋核被災支援センター 山下正寿

〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈 2779-2

TEL/FAX:0880-66-1763 E-mail:masatosi.sky@orange.zero.jp

連載：「世界における非核・脱原発への挑戦②」

チェルノブイリ余聞

“わたしの心はかなしいのに、ひろい運動場には白い線がひかれ…”(中野重治)

市川 浩 (広島大学総合科学部)

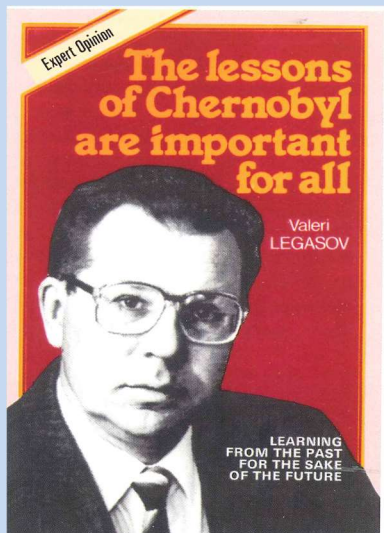
旧ソ連における原子力研究の一大拠点、イーゴリ・クルチャトフ名称原子力研究所(当時)の第一副所長ヴァレリー・レガーソフ(1939~1988年)は、1988年4月27日、すなわち、チェルノブイリ原発事故から2年と1日を経過した日、自宅アパートで首を吊って死んでいるのが発見された。事故の当日、彼は政府調査委員会の一員に任命され、即日現地に派遣された。線量計も満足に揃っていないなか、事故の全容解明と放射線防護対策づくりに、文字通り秋霜烈日の日々を送る。しかし、隠蔽と彌縫策に終始しようとする政府の姿勢に深く失望し、混乱を極めたチェルノブイリ原発事故現場での見聞、旧ソ連第一級の原子力専門家としての自分の来し方、そして旧ソ連原子力開発の問題点を記した長文の「手記」を“遺書”として残した。「手記」はその後、1988年5月20日付のソ連共産党中央機関紙『プラウダ』に、「わたしの、そのことについて語る責務」との題名のもと、抄録のかたちで掲載された。そのなかで、レガーソフは原子力開発当事者たちの、現実に対する無感覚をすどく指摘する(そのいくつかの論点は、ジョレス・メドヴェージェフ/邦訳『チェルノブイリの遺産』みすず書房、1992年、pp.20-

31, 71, 285, 286, 296, 297などから窺える)。

1986年4月26日午前1時23分に発生したチェルノブイリ原発事故の初期対応のため、翌日午前3時までに動員された人員は、消防士93名(うち、直接消火活動に従事したものの69名)、施設保全従事者136名、政府委員会派遣の処理班と専門家491名。うち原発構内で作業したものの、総計561名が大量の放射線に被曝した。危険を省みず事故の処理と放射線防護に取り組んだ処理班員(30歳~50歳の壮年男子が90%)は、ロシア語でリクヴィダートル(直訳すると「廃絶者」、「清算人」と呼ばれ、現在のロシア社会で英雄視されている。2000年までにその数、のべ179,993名に上った。1986年における彼らの年間平均被曝線量は165mSvで、全体の15%には達しなかったものの、250mSv以上の深刻な被曝を受けたものもいた(A.K. Гуськова, «Атомная отрасль страны глазами врача». Москва: Реальное Время. 2004. С.143)。



<レガーソフの証言を集めた書籍の英語版>
(A.K. Гуськова, «Атомная отрасль страны глазами врача». Москва: Реальное Время. 2004. С.152より)



レガーソフ以前にも旧ソ連の原子力開発に異を唱えた科学者はいた。イヴァン・ジェジェルン(1915-1997年)は、1965年以降、関係諸機関にたいして、黒鉛チャンネル炉の危険性を指摘し、その使用をやめるように警告を繰り返していた。彼は、水-水蒸気混合体を冷却材に利用するこの炉では、なんらかの理由で蒸気量が増えると水への中性子の吸収が減り、核分裂反応が促進されるという「正のボイド反応度係数」のため暴走の危険性があること、故障があっても高熱と放射能に阻まれて修理できない箇所があるということ、そして、水循環をマクロでコントロールできないことを、この炉型の致命的な欠陥として指摘した。1979年、ソ連共産党中央理論誌『コムニスト』にソ連“原子炉工学の父”、ニコライ・ドレジャーリ(1899-2000年)らが論文を発表している。彼らは、原子力技術体系の高コスト・不経済性、核燃料輸送・核燃料再処理で問題と

なる「例外的なまでに高い放射能」を指摘し、放射性物質を原因とする土壌・水質汚染を危惧した。そもそも、『コムニスト』誌上への論文掲載は、それぞれ政治局員クラスの有力な共産党幹部の暗黙の支持があったのであろう。政権上層部においても原子力政策にたいする疑念が生じていたと推測されよう(市川 浩「第10章 結びにかえて—チェルノブイリ原発事故を緒に原子力技術史を考える—」、原子力技術史研究会編『福島事故に至る原子力開発史』中央大学出版部 2015年、pp.164, 165)。

ソ連解体後の旧秘密文書公開から30年弱、研究の成果、従来の「全体主義モデル」から「多元的集権主義モデル」へと、ソヴィエト社会の理解は大きくシフトした。党と国家の権力は強大であったが、社会を統制し切れるものではなく、社会団体や住民の支持と協力を必要とした(松戸清裕『ソ連史』ちくま新書 2011年、参照)。ドレジャーリらの異議申し立てに、アメリカのスリー・マイル島原発事故(1979年)のニュースが重なると、新聞への投書などのかたちで、原発の安全性に疑問を呈する市民が増えていった。彼らはおさなりの地震対策、人口集中地域に近接した立地、放射性物質の空中飛散、それらによる水質汚染を不安視した。最初は、各級権力機関に質問することができるという、ソ連における「市民の権利」を行使して、地方政府などに手紙を送ることから始まった市民の対原発抗議運動は次第に組織化され、計10カ所で集団請願が実施され、各地でデモがおこり、専門家やメディアに影響力をもつ文化人をも巻き込んでゆく。1989年にはクリミヤとタタールスタンの原発建設現場で安全性確保を求めるストライキが、翌年にはウクライナの原発建設現場で市民による資材搬入阻止行動がおこなわれ、ヴォロネジとバシキールでは住民投票の

結果、原発建設計画が撤回された。これを含め、ソ連の市民たちは計39カ所で原発建設・操業を阻止した(Charles K. Dodd, *Industrial Decision-Making and High-Risk Technology: Siting Nuclear Power Facilities in the USSR*. Rowman & Littlefield Publisher, 1994. pp.121-130)。彼らは、ソ連という「原子力国家」(“Atomic-powered Communism” — Paul Josephson)の“墓堀人”となった。

しかし、ソ連解体後10年以上続いた政治的・経済的混乱を経て、市民の多くは“革新”や“進歩”以上に、“安定”を強く求めるようになった。それらが、原発のみならず、さまざまな政策分野で“逆コース”を含むものであっても、である。オレグ・ボドロフ氏をリーダーとする「フィンランド湾南岸社会会議」など、原発に異議を唱える勢力は、現在のところ、あまりに小さい。

※題名に掲げた詩句は新潮文庫版『中野重治詩集』(1981年)19ページ所載の「あかるい娘ら」の冒頭。原発はじめ最近の情勢を見聞する際によく頭に浮かぶ。

<ゴーストタウンとなったプリピャチ市(チェルノブイリ原発付近の町、インターネットソースから)>



<ヨーロッパ地図のなかのチェルノブイリ(インターネットソースから)>



<作業に向かうリクヴィダートルたち.彼らは英雄になった.(インターネット・ソースから)>



連載: 原発のない日本を求めて、講演行脚⑳

全国知事会も「屋内退避」を問題視

—判断基準や手引きの早急提示を求め—

市川章人 (日本科学者会議会員)

■屋内退避は放射線防護の最適方法ではない

前回この欄で、原子力災害対策指針において UPZ (30 km圏) の防護措置の原則と位置付けられた「屋内退避」は、長時間続けると、放射性物質の侵入によって、建物の気密性 (換気率) に関係なく、屋外で放射性プルームに曝された場合と同等の内部被ばくを起こすことを示した (グラフ: 青棒)。

そもそも放射性プルームの真っ只中で行う屋内退避を防護の原則に位置付けることが非科学的である。放射性物質から離れることが最も重要な放射線防御であり、避難こそが原則なのである。国際原子力機関 IAEA も、UPZ も PAZ (5 km圏) と同様に放射性物質の大量放出前の迅速対応、すなわちモニタリングを待たずに避難すべきとしている。

■後になってから避難に切り替えるのも危険

原災指針は、空間線量率が $500 \mu\text{Sv/h}$ を超えれば避難指示を出すとし、放射性プルームが長時間又は断続的に続く場合も避難へ切替えるとしているが、周辺が強く汚染されてからの避難はかえって危険である。やはり迅速な避難を原則とすべきである。

■やむを得ず屋内退避をする場合、どうしたら？

一方、指示を待つ間や安全な避難ができない場合に、屋内退避をせざるを得ないことがあり得る。この場合、IAEA は、安定ヨウ素剤の同時服用と、1日以上続けるべきではないことを強調している。

屋内退避で被ばくを減らすカギは「換気」である。プルームが1時間続く例では、通過直後に換気すれば1時間以内に屋内濃度が0に下がる。その結果、気密性の高い建物ほど曝露量が減る (グラフ: 縞棒)。

重要なのは、見えないプルーム相手に「換気の可否」を判断するには次の手段や情報が不可欠なことである。(a)プルームの有無が判断できる大気モニター等、(b)沈着放射性物質の再浮遊の有無、(c)プルーム再来可能性の有無が判断できる原子炉情報、(d)拡散予測システムの活用など。

* * * * *

編集後記

●急激に人類を死滅に陥れる核兵器と原発、緩慢に死滅を招く地球温暖化。いずれも人類が招いた「悲劇」。40億年前から生存していたウイルスの逆襲か？ 新型コロナウイルス (Covid-19) とのつきあい方を知らぬ安倍政権。(長長)

■全国知事会も屋内退避を問題視し、国に要請

屋内退避による内部被ばく低減効果の調査研究を原子力規制庁 (規制委員会の事務局) から委託された研究者も、長時間の屋内退避は効果が無いことを指摘した。しかし、原災指針にはその点も換気的重要性も安定ヨウ素剤服用も一切反映されず、屋内退避解除の基準や手順さえもない。逆に内閣府は屋内退避することだけを強く推奨する始末である。

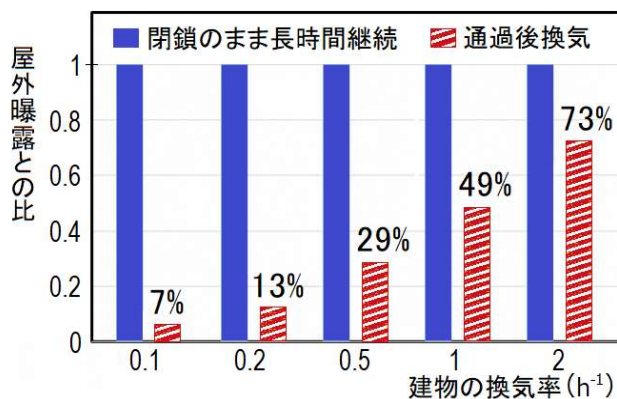
一方、全国知事会では、避難や屋内退避についてその有効性の根拠を科学的に示すこと、とりわけ屋内退避に関しては実施する場合の期間と解除の判断基準や手順、さらに地震で家屋倒壊した場合の対応などを、原災指針や各種防災マニュアルで早急に示すことを国に求めている (「原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言」2019.7.23)。

■根本問題、乏しい規制と住民避難計画の実効性

避難計画に対し、アメリカでは「評価」を緊急事態管理庁 FEMA という連邦機関が行う。計画が実効性を欠くという評価が下ると、規制委員会 NRC は原発の設置も運転も認可しない。

一方日本では、避難計画の評価の仕組みを作らず、原発認可条件からも切り離し、災害対応だけを自治体に押し付けた。しかも、人口密集や高齢化、道路事情等により避難計画の実効性は極めて乏しい。あくまで原発利益を人の命の上に置くのである。

(本会常任世話人)



▲屋内退避における曝露量及び換気率によるちがいがい

*ただし、放射性プルームが1時間続く場合
*換気率が小さいほど建物の気密性が高い
(新潟県検証委員会の山澤弘名古屋大学教授の資料に基づく)